

政策会議付議事案書（平成30年2月16日）

提案課名 都市整備課 建設管理課

報告者名 高橋 邦彦 内田 匡

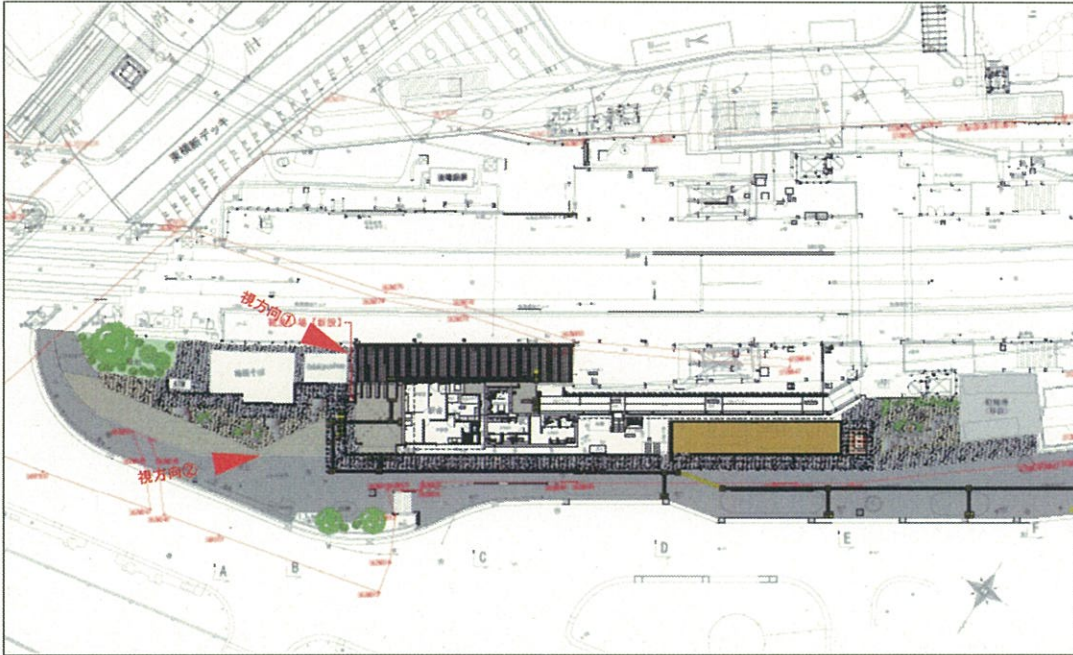
事案名	鶴巻温泉駅南口広場整備事業に伴う鶴巻温泉駅施設整備の区域拡大等について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>鶴巻温泉駅南口周辺整備事業に伴う駅施設整備は、平成27年に本市と小田急電鉄株式会社との間で「鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定」（以下、「施行協定」とする。）を締結し、小田急電鉄株式会社により整備工事が着実に進められております。</p> <p>工事の執行に当たっては、施工方法や市発注工事との調整を行い、夜間工事や線路軌道からの作業期間の短縮等、より効率的な施工方法を用いて工事費の縮減等を図っており、最終年度となる平成30年度に向け、小田急電鉄株式会社により施工費用の精査をしたところ、施行協定に定める概算工事費を下回る見込みとなりました。</p> <p>小田急電鉄株式会社とは、駅を中心としたまちづくり等に関し、相互の付加価値を高めるために連携協定を締結しております。</p> <p>その連携協定の趣旨を生かすため、協議の結果、駅施設の魅力や駅利用者の利便性の向上を図ることができ、地元要望の強い北口駅前広場への歩行者用動線の改善のため、当初協定負担額の範囲内で鶴巻温泉駅施設整備の区域を拡大するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>平成24年10月 「鶴巻温泉駅南口周辺の整備方針」を決定</p> <p>平成24年12月 小田急電鉄株と「基本協定」を締結</p> <p>平成27年 7月 「施行協定に関する負担割合」を政策会議で決定</p> <p>平成27年 9月 「鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定」を締結</p> <p>平成29年 8月 「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定」（以下、「連携協定」とする。）を締結</p> <p>平成29年10月 小田急電鉄株より鶴巻温泉駅施設整備の区域を拡大する旨の提案を受け市内部で協議する。</p> <p>2 検討結果</p> <p>執行方法、鶴巻温泉駅北口周辺整備の内容、協定期間の延長等について関係課と調整を図った結果、連携協定の趣旨を生かし、駅北口改札口周辺の再整備及び地元要望の強い北口駅前広場バス乗降場までの歩行者用屋根の設置を実現するため、小田急電鉄との施行協定の一部変更を行い、当初施行協定で定めた本市事業費を上限とするとともに、負担割合を変更せず実施可能な整備を行うものとします。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>「鶴巻温泉駅南口広場整備事業に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定」に定める事業範囲の拡大等について</p> <p>1 追加整備箇所について</p>  <p>2 施行期間の延伸について 当初 平成30年9月30日まで 変更 平成31年3月31日まで</p> <p>3 事業費について 当初施行協定により定めた費用負担割合で負担額を定めるとともに、本市が負担することとした協定額を上限とする。</p>	
	<p>今後の取扱い</p>	<p>平成30年3月 平成30年4月 〃 〃 平成31年3月</p>

鶴巻温泉駅北口周辺完成予想図

資料

1 鶴巻温泉駅北口計画平面図



2 鶴巻温泉駅北口駅舎完成予想図（視方向①）



3 鶴巻温泉駅北口広場周辺完成予想図（視方向②）



鶴巻温泉駅施設整備事業費の概算事業費について（平成30年2月13日時点）

1. 施行協定による概算事業費の執行状況について

（単位：円）

項 目		施行協定額	概算執行予定額	残額見込額
秦 野 市	工事費	696,460,000	624,292,000	72,168,000
	事務費	23,706,800	21,253,088	2,453,712
	消費税（8%）	—	—	—
	計	720,166,800	645,545,088	74,621,712
小 田 急	工事費	1,098,540,000	984,708,000	113,832,000
	事務費	37,393,200	33,522,912	3,870,288
	消費税（8%）	148,488,000	133,102,080	15,385,920
	計	1,284,421,200	1,151,332,992	133,088,208
合 計	工事費	1,795,000,000	1,609,000,000	186,000,000
	事務費	61,100,000	54,776,000	6,324,000
	消費税（8%）	148,488,000	133,102,080	15,385,920
	計	2,004,588,000	1,796,878,080	207,709,920

※概算執行予定額は平成27年度から30年度（見込）の合計額

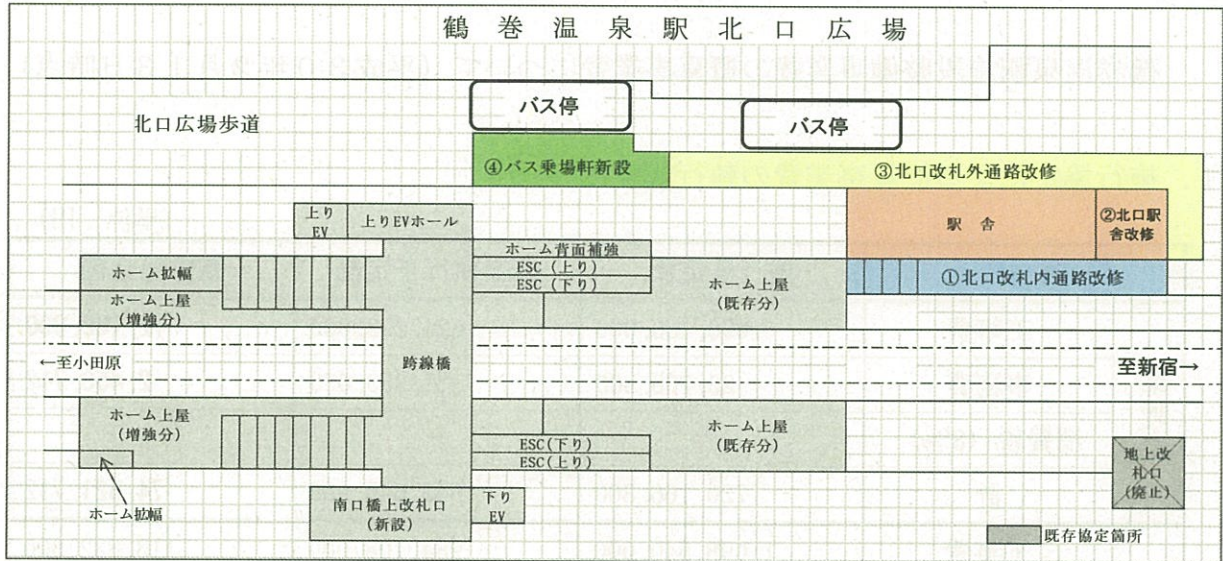
※工事費、事務費の負担割合は、秦野市38.8%、小田急61.2%

2. 区域拡大における概算執行（上限）額について

（単位：円）

項 目	概算執行額	負 担	
		秦野市（38.8%）	小田急（61.2%）
工事費	186,000,000	72,168,000	113,832,000
事務費	6,324,000	2,453,712	3,870,288
消費税（8%）	15,385,920	—	15,385,920
合 計	207,709,920	74,621,712	133,088,208

3. 区域拡大における駅施設整備の概算工事費



(単位：円)

項 目	
工事内容	概算工事費
① 北口改札内通路改修	61,400,000
② 北口駅舎改修	102,400,000
③ 北口改札外通路改修	60,300,000
④ バス乗場軒新設	17,700,000
合 計	241,800,000

※ 事務費及び消費税は別途協議

※ 概算工事費は小田急電鉄の試算によるもの

※抜粋



鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定書

秦野市（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成24年12月25日に締結した「鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）及び平成25年1月15日に締結した「確認書」（以下「確認書」という。）に基づく乙の鶴巻温泉駅施設（以下「駅施設」という。）の整備に関する事業（以下「事業」という。）の実施に当たり必要な事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（公正性と透明性の確保）

第1条 甲及び乙は、事業が公共事業に関するものであることに鑑み、事業の執行に当たり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努めるものとする。

（事業の範囲、内容及び工程）

第2条 事業の対象となる駅施設の範囲は、別添「事業範囲図」のとおりとする。

- 2 事業の内容は、別紙1「事業内容」のとおりとする。
- 3 事業の工程は、別紙2「工程表」のとおりとする。

（事業費の負担、事業の施行）

第3条 事業に要する費用（以下「事業費」という。）は、甲及び乙が負担するものとする。

- 2 事業は乙が施行するものとする。

（事業完了期限）

第4条 乙は、平成30年9月30日までに事業を完了するものとする。

（年度協定）

第5条 各年度の事業の施行に当たっては、別途当該年度毎の事業（以下「年度事業」という。）の施行に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

- 2 甲及び乙は、年度協定の締結に当たり、事業の継続に支障がないよう努めるものとする。

(事業費の負担割合)

第6条 事業費の甲及び乙の負担割合は、次のとおりとする。

負担者		秦野市	小田急電鉄株式会社
事業費	工事費及び事務費	38.8%	61.2%
	消費税及び地方消費税相当額	0.0%	100.0%

- 2 事業費の総額概算は、別添「事業費概算額調書」のとおりとする。
- 3 各年度の事業費（以下「年度事業費」という。）は、甲及び乙の各年度の予算の範囲内で、甲乙協議のうえ、年度協定で定めるものとする。

(契約関係の資料提出)

第7条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約並びに年度事業の出来高・しゅん工に関する資料を甲に提出するものとする。

(事業費の精算)

第8条 乙は、事業完了後速やかに完了図書を添付のうえ事業完了報告書を甲に提出し、双方立合いのうえ事業完了の確認を行い、事業費を精算するものとする。

(事業費等の変更)

第9条 設計変更、災害、その他不可抗力等により、事業の完了期限又は事業費に変更の必要が生じたときは、甲及び乙で協議して変更することができる。

(資料の貸与)

第10条 甲は、乙が実施する事業に必要な資料を乙に貸与するものとし、乙は事業完了後速やかに甲に返却するものとする。

(土地の一時使用)

第11条 乙は、事業の施行に当たり使用が必要となる甲の所有地を、無償で一時使用することができるものとする。なお、詳細については甲及び乙で協議するものとする。

(所有権の帰属及び保守)

第12条 事業完了後の駅施設の所有権は乙に帰属し、乙が保守を行うものとする。

(諸手続き)

第13条 事業実施に必要な諸官庁への手続き及び地権者等との調整は、乙が行い、甲は必要な協力をするものとする。

(苦情等の処理)

第14条 事業施行に伴う第三者からの苦情等については、乙が処理し、甲は必要な協力をするものとする。

(損害の負担)

第15条 事業施行に伴い第三者に損害を与えた場合の費用負担は、その損害を与えたものが負担するものとする。

(疑義等の決定)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙で誠意を持って協議し定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年 9月 1日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 古谷 義 幸



乙 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号

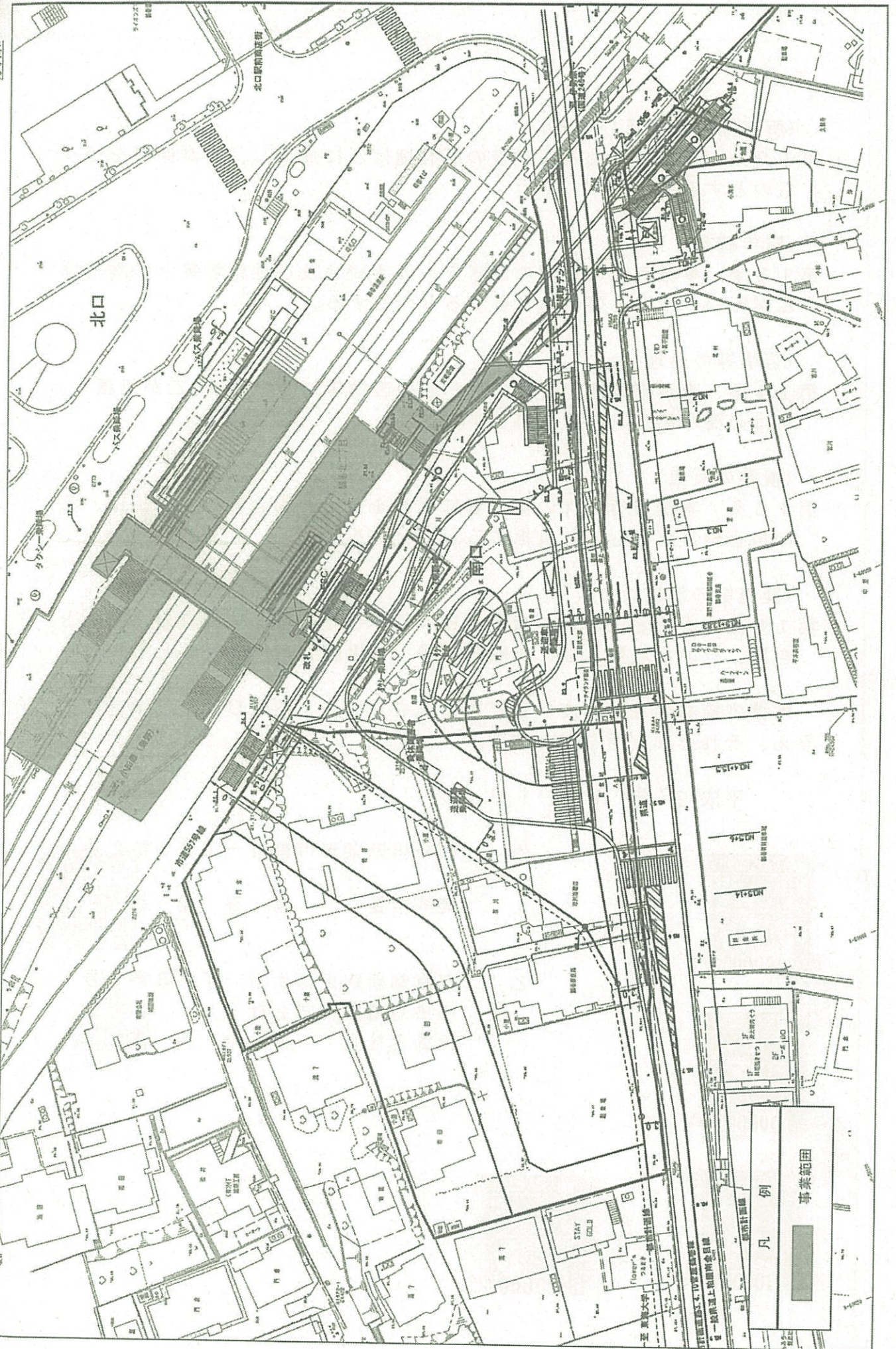
小田急電鉄株式会社

取締役社長 山木 利 満



事業範囲図

(第2条関係)



秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定

1 背景・目的

- 昭和2年の小田急線開業以来、秦野市内には4駅（鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅、渋沢駅）が開設され、首都圏のベッドタウン的に各駅を拠点として発展した。
- 秦野市民にとって、小田急線は最も身近な交通手段として生活に不可欠なものとなっており、4駅及びその周辺の整備は、秦野市民の生活利便性・安全性の向上に直結する。また、秦野市において都市機能に係る立地適正化を推進する上でも、駅及び駅周辺の機能向上は不可欠である。
- 小田急電鉄においては、平成30年3月に都心近郊区間での複々線の完成を予定しており、これにより、ラッシュ時間帯の都心方面への所要時間短縮が図られる。あわせて、秦野市内では平成32年度の新東名高速道路秦野SA及びスマートICの供用開始が見込まれているなど、広域交通拠点としてのポテンシャルが飛躍的に高まることが期待されている。
- 上記の状況を踏まえ両者が連携・協力して、相互の付加価値を高めることを目的に、連携協定を締結する。

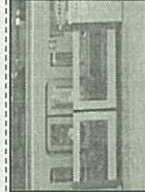


2 連携・協力の内容

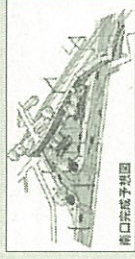
- ・ 駅の機能向上及び駅を中心としたまちづくりに関すること
- ・ 地域の活性化及び地域の魅力発信に関すること

3 具体的な連携・協力事項

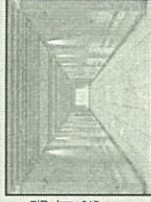
- ・ 駅の機能向上及び駅を中心としたまちづくりに関すること
 - ① ホームドア整備の検討などホームの安全性向上に関する連携・協力
 - ② 誰もが安心・便利に利用できる駅機能の高度化に関する連携・協力
 - ③ 鶴巻温泉駅における南口広場整備事業と駅改良工事の推進に関する連携・協力
 - ④ 踏切安全対策や横断管路の耐震化など鉄道や地域の安全性向上に関する連携・協力
 - ⑤ 公共交通機関案内板整備など駅周辺の案内に関する連携・協力
 - ⑥ 4駅を拠点とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり実現に関する連携・協力
- ・ 地域の活性化及び地域の魅力発信に関すること
 - ① ロマンスカーを活用したイベントの開催など地域の活性化に関する連携・協力
 - ② 駅空間や車両を活用した地域資源のPRに関する連携・協力



駅の安全性を向上させるために検討するホームドアのイメージ。



現在、事業中の鶴巻温泉駅南口駅前広場整備事業の完成予想図。



秦野市産木材を使用した鶴巻温泉駅跨線橋の完成イメージ。



駅空間、車両を活用して、秦野市の魅力を沿線全体にPRする。